

市町国民健康保険のデータヘルス計画の標準化及び進捗管理支援業務

1 業務の目的

市町が「地域の健康課題」に対応する効果的かつ効率的な保健事業を実施できるように支援し、もって県内市町の保健事業の均てん化を図るため、次の2点を主目的として、広域的な観点から市町国民健康保険のデータヘルス計画の標準化及び進捗管理を支援する。

- (1) 市町の取組の進捗及び成果を可視化し、俯瞰的・客観的に把握することで、市町への確で効率的な支援や助言を行う。
- (2) 市町が自身の取組状況を他市町と比較し、客観的な状況を把握することができる情報を提供することにより、よりよい保健事業の運営に繋げるとともに、地域の健康課題の分析、保健事業計画の策定、評価等の一連の業務実施に関する負担の軽減を図る。

2 業務の名称

市町国民健康保険のデータヘルス計画の標準化及び進捗管理支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 業務委託の内容

(1) 市町データヘルス計画の標準化及び現状把握

県内19市町の国民健康保険第3期データヘルス計画（以下、「データヘルス計画」という。）について、県標準化様式に基づき内容を整理し、健康課題、評価指標及び保健事業の対応関係を比較・分析した上で、各市町の現状、課題及び優先して取り組むべき事項を整理すること。

(2) 共通評価指標による進捗管理及び妥当性検証

KDB、NDB等のデータから県共通評価指標に該当する各市町のデータを収集・分析することにより、被保険者の健康状態及び保健事業の状況を整理し、データヘルス計画の進捗状況を整理すること。なお、分析及びレポート作成に当たっては、令和7年度委託事業の成果及び手法を踏まえ、継続性に配慮すること。

また、データヘルス計画の進捗状況を踏まえ、健康やまぐち21計画や他の都道府県の事例等を参考として、県共通評価指標が県及び市町の健康課題に応じたものとなっているかを検証し、不足する指標があれば追加案を提案すること。あわせて、指標、対応する保健事業及び期待されるアウトカムの関係性を整理し、保健事業との適合性を検証すること。

(3) 市町が活用しやすい資料の作成

前2号の整理・検証の結果を踏まえ、優先課題を明確化し、健康課題、評価指標及び保健事業のつながりが一見して把握できる、データヘルス計画の戦略モデル資料を作成すること。あわせてこの資料は、県として目指す方向性及び戦略の考え方を整理し、各市町における健康課題の分析、計画策定及び評価に係る一連の業務の効率化及び負

担軽減に資するための資料として作成すること。

また、通院中の特定健康診査未受診者への働きかけ等を含め、市町が医師会や医療機関等に対し連携強化に向けて説明するための資料、その他医療機関等との連携のために必要な資料を作成すること。

なお、当該資料には、KDBデータ等から把握される県の現状、健康課題及び目指す方向性を示すとともに、通院中の特定健康診査未受診者への受診勧奨の必要性、医療機関における受診勧奨の重要性及び健診データの診療への活用について理解促進を図る内容を含めること。

(4) 事業成果の共有及び研修会の開催

事業成果、データの見方、分析結果の活用方法並びに健康課題、保健事業及び評価の一連のPDCAサイクルについて説明する事業報告会及び研修会を開催し、市町職員の実務能力の向上及び共通認識の形成を図ること。これにより、市町が自市町の状況を的確に把握し、他市町の取組も参考にしながら、よりよい保健事業の運営及び評価につなげられるよう支援すること。あわせて、市町アンケート等により事業効果の検証を行うこと。

(5) 業務実施方針の作成及び関係機関との調整

契約締結後は速やかに、業務実施体制、業務スケジュール及び関係機関との調整方法等を含む実施方針（案）を作成し、山口県国民健康保険団体連合会（保健事業支援・評価委員会）、市町及び有識者等と必要な意見調整の上、県に提出すること。なお、当該実施方針は、県による広域的な把握及び市町への支援並びに市町の負担軽減に資するものとなるよう配慮すること。

5 スケジュール（予定）

令和8年8月	年間スケジュール、実施方針の調整・決定
8月～令和9年2月	データ分析、各種資料の作成
令和9年3月	事業報告会及び研修会の開催
	業務完了報告書及び成果品の提出

6 成果品等

次のとおり県医務保険課へ納品すること。

No.	名 称	媒 体 ・ 部 数	備 考
1	業務実施方針	製本 ・ 1部 電子データ ・ 1部	・ 契約締結後速やかに提出すること
2	打合せ議事録	電子データ ・ 1部	・ 打合せ終了後5営業日以内に提出すること

3	(1) 県内 19 市町のデータヘルス計画比較・分析資料（現状・課題・優先課題の整理を含む） (2) ア KDB・NDB分析結果レポート イ 共通評価指標分析結果レポート ウ 県共通評価指標の妥当性の検証及び不足する指標の整理、見直し資料 エ 県共通評価指標と保健事業の紐づけ検証資料 (3) ア 保健事業の戦略モデル資料 イ 医療機関との連携強化に資する資料 (4) 事業成果報告会・研修会資料 アンケート結果を含む	製本・部数別途協議 電子データ・ 1部	
4	業務完了報告書	製本 ・ 1部 電子データ・ 1部	
5	その他、県と協議して定めるもの		

7 分析に用いるデータ等について

(1) KDBについて

県は、国保総合システム、KDBシステム及び特定健康診査データ管理システムから出力されるデータを提供することができる。

(2) NDBについて

厚生労働省から山口県に送付されたNDBデータ（医療費適正化計画関係のデータセット）を用いること。なお、当該NDBデータの利用に当たっては、厚生労働省が示す留意事項を遵守すること。

(3) 市町データヘルス計画について

県内市町のデータヘルス計画一覧については、県医務保険課のホームページを参照すること（「第3期データヘルス計画について」<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/253210.html>）。
なお、令和6年度に県が市町に提示した共通評価指標は次のとおり。

- ① 特定健康診査実施率
- ② 特定保健指導実施率
- ③ 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率
- ④ 特定保健指導対象者の減少率
- ⑤ HbA1c8.0%以上の者の割合
- ⑥ HbA1c6.5%以上の高血糖者の割合
- ⑦ HbA1c6.5%以上の者のうち、糖尿病のレセプトがない者の割合
- ⑧ 血圧が保健指導判定値以上の者の割合
- ⑨ 後発医薬品の使用割合（数量ベース）

※推奨項目：歯科健診受診率、50歳以上74歳以下における咀嚼良好者の割合、骨粗鬆症検診受診率

(4) その他のデータ等について

厚生労働省等のウェブサイトから取得可能なデータ等を利用することができる。
このほか、県は、他の会議又は事業において用いたデータを提供する場合がある。

(5) 出典及び算出手法の明示について

分析に用いる図表については、数値の検証及びデータ分析に係る市町職員の資質向上に資するよう、出典、算出手法その他必要な事項を明示すること。

(6) 個人情報等の保護について

委託業務の実施にあたって個人情報を取り扱うときは、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(7) 情報セキュリティ

本委託業務の遂行にあたっては、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定するISO認証あるいは一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク等を取得し、情報セキュリティに関して相当の措置を講じること。

(8) 「個人情報の適正管理等に関する確認票」等の提出

受託者は、契約締結後、県が定める様式を用いて、速やかに受託者における個人情報の管理体制等を報告すること。また、内容に変更が生じた場合は速やかに報告すること。

8 留意事項

- (1) この仕様書の内容に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。
- (2) 受託者は、この業務により知り得た情報及び秘密を公表し、又は使用してはならない。契約終了後又は契約解除後においても、同様とする。
- (3) 本業務の委託により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他一切の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (4) 本事業は、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として実施するものであることから、当該交付金の活用条件その他関係通知等に留意すること。
- (5) 市町村国保の保健事業の目的は、「健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上が図られ、結果として、医療費の適正化に資する」（出典：国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き）であり、データヘルス計画は山口県医療費適正化計画などの他の法定計画等と調和のとれたものとする必要があることから、当該計画等の内容に留意すること。

なお、山口県医療費適正化計画については、県医務保険課のホームページを参照すること（「山口県医療費適正化計画」について <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/18927.html>）。

- (6) 本事業の実施にあたっては、県及び関係機関（山口県国民健康保険団体連合会（保健事業支援・評価委員会）、市町、大学、有識者等）と十分に連携を図ること。